

# 防府市ホストタウン推進事業実行委員会設置要綱

平成28年7月7日制定

## (設置)

第1条 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催を契機として行う防府市ホストタウン推進事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、防府市ホストタウン推進事業実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は別表1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

## (役員)

第3条 委員会に、会長、副会長、監事、顧問を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、市議会議長、防府市スポーツ協会会長、一般社団法人防府観光コンベンション協会会長、副市長、及び教育長をもって充てる。
- 4 監事は、委員会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 5 顧問は、日本セルビア協会会長をもって充てる。

## (役員職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の財務を監査する。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じ、又は委員会及び委員会が行う事業に対し助言する。

## (役員任期)

- 第5条 委員の任期は、大会が実施される令和3年度の末までとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
  - 3 会長は前項の規定により、委員に変更があった場合は、次の委員会において

報告する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、所属機関・団体の内から代理人を出席させ、又は、会長に権限を委任することができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議決事項)

第7条 委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 交流事業に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) その他重要な事項

(専門部会)

第8条 委員会が行う事業を効果的かつ効率的に実施するため、本会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は会長が指名する。
- 3 専門部会の委員は部会長が委嘱する。
- 4 専門部会の副部会長は部会委員の中から部会長が指名する。
- 5 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会に諮り、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、副会長と協議のうえ、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、防府市総合政策部政策推進課セルビアホストタウン推進室に置く。

2 専門部会を設置したときは、専門部会が行う事業に最も精通した所管課に専門部会の事務局を置く。

3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 推進事業補助金

(2) その他の収入

(予算及び決算)

第12条 委員会の収支予算については委員会の議決によって定め、収支決算については、監事の監査を経て、委員会の承認を得なければならない。

(会計期間)

第13条 委員会の会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第14条 委員会は、第5条第1項の委員の任期が終えたとき、委員会の議決により解散するものとする。

(財産の帰属)

第15条 委員会が解散した場合において、その残余財産は、防府市に帰属するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月7日から実施する。

2 委員会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成28年7月7日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表1（第2条関係）

役職名	機関・団体名	役職等
会 長	防府市	市長
副会長	防府市議会	議長
〃	防府市スポーツ協会	会長
〃	一般社団法人 防府観光コンベンション協会	会長
〃	防府市	副市長
〃	防府市教育委員会	教育長
顧 問	日本セルビア協会	会長
委 員	防府市バレーボール協会	会長
〃	元防府市バレーボール協会	理事
〃	防府商工会議所	会頭
〃	公益社団法人 防府青年会議所	理事長
〃	防府市文化協会	会長
〃	防府市自治会連合会	会長
〃	日本セルビア協会	会員
〃	高川学園高等学校	校長
〃	誠英高等学校	校長
〃	防府市中学校校長会	校長
〃	防府市小学校校長会	校長
〃	防府市議会	市議会議員
〃	防府市議会	市議会議員
〃	防府市議会	市議会議員
〃	防府市総合政策部	部長
〃	防府市地域交流部	部長
〃	防府市土木都市建設部	部長
〃	防府市教育部	部長